

記者会見

人種差別撤廃委員会 日本審査と「総括所見」の速報 求む、政府は速やかな勧告実施を

日 時：2014年9月2日（火）12:30～13:30

参議院議員会館 1階101号室

プログラム：

- ◆ はじめに：日本審査の概要 — 小森恵（反差別国際運動）
- ◆ 報告：審査における問題点と勧告
 - 国内人権機関、個人通報制度、他 — 北村聡子（日弁連）
 - ヘイトスピーチ — 師岡康子（外国人人人権法連絡会）
 - 朝鮮高校無償化 — 宋恵淑（在日本朝鮮人人権協会）
 - 部落 — 和田献一（部落解放同盟）
- ◆ 特別報告：
 - 糸数慶子参議院議員
 - 有田芳生参議院議員
- ◆ 質疑

主催：人種差別撤廃NGOネットワーク（ERDネット）

連絡先：反差別国際運動（IMADR）

〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 TEL：03-6280-3101

先行未編集版

配布：一般
2014年8月29日
オリジナル：英語

人種差別撤廃委員会

日本の第7-9回合同報告書に関する総括所見

1. 委員会は日本の第7-9回合同報告書(CERD/C/JPN/7-9)を、2014年8月20日および21日に開催された第2309回および第2310回会合(CERD/C/SR.2309・2310)において検討した。2014年8月28日に開かれた第2320回および第2321回会合にて、委員会は以下の総括所見を採択した。

A. はじめに

2. 委員会は、条約特定報告ガイドラインに沿って作成された締約国の第7回から第9回定期報告書の、単一の文書としての時期にかなった提出を歓迎する。委員会は、報告書の検討の間、大代表団により行われた口頭による説明と回答並びに書面により提供された追加情報に留意する。

B. 肯定的側面

3. 委員会は、前回の定期報告書以降に締約国がとった人種差別との闘いに貢献すべき一部の行政的および政治的措置、とりわけ2009年12月の人身取引対策行動計画の採択に関心をもって留意する。

4. 委員会はまた、前回締約国の定期報告書を検討した後、日本が以下に続く国際文書を批准したことについて関心をもって留意する。

(a) 2009年7月23日の強制失踪からのすべての者の保護のための国際条約、そして

(b) 2014年1月20日の障害者の権利に関する条約。

C. 懸念と勧告

5. 委員会は、2010年の総括所見において、締約国に“本総括所見に挙げるすべての問題点に対処する”よう要請したことを想起する。2011年の締約国のフォローアップ文書にあるように、パラグラフ12、20および21で表明した3つの懸念事項への回答以外、今回の報告書には2010年の総括所見への言及は何もなされていない。

委員会は、締約国が次回の定期報告書において本文書に含まれるすべての勧告に対応するよう強く勧告する。

人口の民族構成

6. 委員会は、締約国の報告書並びにコア・ドキュメントに締約国が提供している人口の国籍（出身地）別データに留意をするものの、特に市民でない者を含む被害をうけやすい諸集団に関して、それらデータは包括的ではなく、そのために委員会が締約国におけるそれら集団の状況を正しく評価することができないことを遺憾に思う（第1条）

改訂された条約特定報告ガイドライン（CERD/C/2007/1）に準拠して、そして、条約第1条に関する一般的勧告 24（1999 年）と市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 を考慮に入れて、委員会は締約国に次のことを勧告する：

- (a) 通常話されている言語、母語およびその他多様性を示す指標について調査をし、被害をうけやすい団体に関する社会的調査から情報を収集すること、そして
- (b) 社会のすべての階層の特定のニーズを考慮に入れた政策を定め、日本において条約に謳われている諸権利がどのように守られているのかを委員会がよりよく評価できるために、移住者および難民を含み、国籍および民族的出身別に分けられた社会的経済的指標に関する包括的で、信頼できる最新の統計データを集めること。

人種差別の定義

7. 委員会は、平等と非差別の原則を規定した日本国憲法第 14 条 1 にある人種差別の定義が、国民的または民族的出身、皮膚の色、あるいは世系を理由として含んでおらず、それゆえに条約第 1 条の要件を十分満たしていないことを懸念する。同様に、国内法に人種差別の適切な定義が存在しない（第 1 条と第 2 条）。

委員会は、締約国が国内法において、条約第 1 条 1 に完全に合致して、国籍または民族的出身、皮膚の色、および世系の理由を統合した人種差別の包括的定義を採択するよう勧告する。

人種差別を禁止する包括的な特別法の不在

8. 委員会は、いくつかの法律が人種差別に対する条文を含んでいることに留意しつつも、締約国において人種差別行為や人種差別事件が起きていること、および、被害者が人種差別に対し適切な法的救済を求めることを可能とする包括的な人種差別禁止特別法を未だ締約国が制定していないことについて、懸念する（第 2 条）。

委員会は、締約国に対して、人種差別の被害者が適切な法的救済を求めることを可能とし、条約 1 条および 2 条に準拠した、直接および間接的な人種差別を禁止する包括的な特別法を採択するよう促す。

国内人権機関

9. 委員会は、締約国がいまだ、パリ原則に完全に準拠した国内人権機関を設置していないことについて懸念する。これに関連して、委員会は、人権委員会法案の審議が 2012 年の衆議院解散により廃案となったこと、および、国内人権機関設置に向けた前進が極めて緩慢であることに留意する（第 2 条）。

委員会は、条約の実施を促進するための国内機関の設置に関する一般的勧告 17（1994 年）を念頭におきつつ、締約国に対し、パリ原則（総会決議 48/134）に完全に準拠し、十分な人的および財政的資源が与えられ、かつ、人種差別の申し立てを取り扱うことを任務とする独立した国内人権機関の設置を目指して、速やかに人権委員会法案の検討を再開し、その採択を早めることを勧告する。

4 条に準拠した立法措置

10. 締約国の 4 条(a)(b)項の留保の撤回あるいはその範囲の縮減を求めた委員会の勧告に関して締約国が述べた見解および理由に留意するものの、委員会は締約国がその留保を維持するという決定を遺憾に思う。人種差別思想の流布や表明が刑法上の名誉毀損罪および他の犯罪を構成しうることに留意しつつも、委員会は、締約国の法制が 4 条のすべての規定を十分遵守していないことを懸念する（第 4 条）。

委員会は、締約国がその見解を見直し、4 条(a)(b)項の留保の撤回を検討することを奨励する。委員会は、その一般的勧告 15（1993 年）および人種主義的ヘイト・スピーチと闘うことに関する一般的勧告 35（2013 年）を想起し、締約国に、4 条の規定を実施する目的で、その法律、とくに刑法を改正するための適切な手段を講じるよう勧告する。

ヘイト・スピーチとヘイト・クライム

11. 委員会は、締約国における、外国人やマイノリティ、とりわけコリアンに対する人種主義的デモや集会を組織する右翼運動もしくは右翼集団による切迫した暴力への煽動を含むヘイト・スピーチのまん延の報告について懸念を表明する。委員会はまた、公人や政治家によるヘイト・スピーチや憎悪の煽動となる発言の報告を懸念する。委員会はさらに、集会の場やインターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチの広がり人種主義的暴力や憎悪の煽動に懸念を表明する。また、委員会は、そのような行為が締約国によって必ずしも適切に捜査や起訴されていないことを懸念する。（第 4 条）

人種主義的ヘイト・スピーチとの闘いに関する一般的勧告 35（2013 年）を思い起こし、委員会は人種主義的スピーチを監視し闘うための措置が抗議の表明を抑制する口実として使われてはならないことを想起する。しかしながら、委員会は締約国に、人種主義的ヘイト・スピーチおよびヘイト・クライムからの防御の必要のある被害をうけやすい集団の権利を守ることの重要性を思い起こすよう促す。したがって、委員会は、以下の適切な措置を取るよう勧告する：

- (a) 憎悪および人種主義の表明並びに集会における人種主義的暴力と憎悪に断固として取り組むこと、
- (b) インターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチと闘うための適切な手段を取ることを、
- (c) そうした行動に責任のある民間の個人並びに団体を捜査し、適切な場合は起訴すること、
- (d) ヘイト・スピーチおよび憎悪煽動を流布する公人および政治家に対する適切な制裁を追求すること、そして、
- (e) 人種主義的ヘイト・スピーチの根本的原因に取り組み、人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種あるいは民族の諸集団の間での理解、寛容そして友好を促進するために、教授、教育、文化そして情報の方策を強化すること。

移住労働者

12. 委員会は、雇用および入居における移住者に対する不平等な扱いに関する報告について懸念する。委員会はまた外国人技能実習生の権利が適切な賃金が支払われていないこと、過度な長時間労働に服従させられていること、および他の形態の搾取や虐待によって侵害されているという報告を懸念する（第5条）。

委員会は、締約国が市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004）を留意しつつ、雇用および入居における移住者に対する人種差別と断固として闘い、移住者の就業状態を改善するために、法律を強化することを勧告する。委員会はまた、締約国が技能実習生の働く権利を保護するために、技能実習制度を改革するための適切な方策を講じることを勧告する。

市民でない者の公職へのアクセス

13. 委員会は、締約国代表団により提供された説明に留意しつつ、国家権力の行使を必要としない一部の公職へのアクセスについて、市民でない者が制限と困難に直面していることを懸念する。委員会は、家事紛争を解決する裁判所において、締約国が、能力のある市民でない者を調停委員として活動することから除外する見解と実務的取扱いを継続していることに、特に懸念する（第5条）。

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）を想起し、締約国に対して、家事紛争を解決する裁判所において能力のある市民でない者が調停委員として活動できるよう、締約国の見解を見直すことを勧告する。委員会はまた、締約国が、締約国に長年にわたり暮らしてきた市民でない者に適切な注意を払いつつ、国家権力の行使を要しない公務へのアクセスを含む公的生活に市民でない者の参加がより一層促進されるよう、法律上または行政上の制限を取り除くことを勧告する。委員会は、さらに、締約国が次回定期報告において、市民でない者の公的生活への参画に関して、包括的で細分化されたデータを提供することを勧告する。

国民年金制度への市民でない者によるアクセス

14. 国民年金法が国籍に関係なく日本に居住するすべての人びとを対象とすることに留意しつつ、委員会は、1982 年の国民年金法からの国籍条項の削除および 1986 年の法改正により導入された年齢および居住要件が相まって、1952 年に日本国籍を喪失したコリアンを含む多くの市民でない者が、国民年金制度のもとで排除され、年金受給資格を得られないままとなっていることについて懸念する。委員会はまた、1982 年の国民年金法の障害基礎年金における国籍条項の削除にもかかわらず、国籍条項のために 1982 年 1 月 1 日以前に年金受給資格を喪失した市民でない者および同日時点で 20 歳以上であったその他障害のある市民でない者についても、障害基礎年金受給から排除されたままであることについても懸念する（第5条）。

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）を想起しつつ、委員会は、年齢要件によって国民年金制度から除外されたままの状態にある市民でない者、特にコリアンが、国民年金制度における受給資格を得られるための措置を講じることを締約国に勧告する。委員会はまた、現時点で受給資格のない市民でない者が障害基礎年金の適用を受けられるよう法を改正することも勧告する。

市民でない者による公共の場所や施設へのアクセス

15. 委員会は、条約第2条および第5条に違反して、レストラン、ホテル、公衆浴場や店舗など公共の場所および一般向けの施設から、人種あるいは国籍を理由とした市民でない者の排除が続いていること懸念する（第2条と第5条）。

委員会は、締約国が、とりわけ法律の効果的な適用を確保することで、適切な措置を講じて市民でない者を公共の施設の利用における差別から守るよう勧告する。委員会はまた、締約国がそのような差別行為を調査して処罰し、関連する法律の要件に関する公衆の啓発キャンペーンを強化することを勧告する。

人身取引

16. 人身取引を防止し闘うために講じられた措置に関して締約国の代表団によって提供された情報に留意しつつ、委員会はとりわけ性的搾取を目的に締約国におけるマイノリティ女性の人身取引が根強く続いていることを懸念する。委員会はまた、締約国内における人身取引の現象の規模を評価できるデータが不足していることを懸念する。委員会はさらに、人身取引に対する具体的な法律の規定に関する情報と、調査、訴追および責任者に科した処罰などに関する事例の情報が不在であることを懸念する（第5条）。

委員会は締約国に対して以下を勧告する：

- (a) 人身取引を禁止する特定の法律を制定すること、
- (b) 移住女性などに対する人身取引と闘う取り組みを強化し、日本の人身取引対策行動計画の脈絡において、人身取引の根本原因に対処する予防措置を講じること、
- (c) 被害者に対して、支援、保護、一時的な在留資格、リハビリテーションおよびシェルターのみならず、心理的および医療的サービス、また他の支援を提供すること、
- (d) 迅速かつ徹底的に調査し、訴追し、そして責任者を処罰すること、
- (e) 人身取引の被害者の認定、支援、保護における専門トレーニングを、警察官、国境警備員、入管職員をはじめとするすべての法執行者に行うこと、そして
- (f) 締約国における、とりわけマイノリティ集団に属する人びとの人身取引に関する状況を委員会に報告すること。

外国人およびマイノリティの女性たちに対する暴力

17. 委員会は、外国人やマイノリティ、そして先住民族の女性に対して根強く続く暴力の情報について懸念する。委員会は、とりわけ、2012年の改定「出入国管理及び難民認定法」のもとで、日本人あるいは永住資格を有する外国人と婚姻した外国人女性が「その配偶者としての活動を継続して6ヵ月以上行わずに日本に在留する」場合、当局は、同法22条4項1項に規定されているように、その在留資格を取り消すことができるということに懸念する。これらの条項は、夫によるドメスティック・バイオレンスの被害者である外国人女性が、虐待的な関係性から逃れ、支援を求めることを妨げうる（第2条と第5条）。

人種差別のジェンダーに関連する側面に関する委員会一般的勧告25（2000）および市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004）を踏まえて、委員会は、締約国が外国人女性に対するあらゆる形態の暴力を訴追し処罰することによって、移住者、マイノリティ、先住民族の女性たちに対する

暴力の問題に効果的に対処し、被害者が救済と保護の手段にただちに確実にアクセスできるよう、適切な措置を講じることを勧告する。締約国は、日本人あるいは永住資格を有した日本人でない者と婚姻している外国人女性が離婚や絶縁と同時に国外追放されないように、また法律の適用は、事実上、女性たちを虐待的な関係性のなかにとり残さないように法律を見直すべきである。

「慰安婦」

18. 委員会は、締約国の代表団から提供された、第二次世界大戦中に日本軍により性的に搾取された外国の「慰安婦」の問題解決のために行われた努力に関する情報に留意する。委員会はまた、1995年に締約国が設立したアジア女性基金を通して提供された補償と、2001年の日本の首相の謝罪を含む政府の謝罪の表明に関する情報に留意する。生存する「慰安婦」に対する人権侵害は、彼女たちの正義および賠償の権利が完全に実現されない限り続くことを踏まえ、委員会は、大半の「慰安婦」が認知、謝罪、ないしはいかなる種類の補償も受けたことがないという報告に懸念する(第2条と第5条)。

委員会は締約国が以下のために即時の行動をとるよう促す：

- (a) 日本軍による「慰安婦」の権利の侵害に関する調査の結論を出し、人権侵害に責任のある者たちを裁くこと、
- (b) すべての生存する「慰安婦」あるいは彼女たちの家族に対する誠実な謝罪の表明と適切な賠償の提供を含み、「慰安婦」問題の包括的で、公平で、持続的な解決を追求すること、そして、
- (c) それら出来事の中傷あるいは否定のあらゆる試みを非難すること。

朝鮮学校

19. 委員会は、朝鮮を起源とする子どもたちの下記を含む教育権を妨げる法規定および政府による行為について懸念する。

- (a) 「高校授業料就学支援金」制度からの朝鮮学校の除外
- (b) 朝鮮学校へ支給される地方政府による補助金の凍結もしくは継続的な縮減(第2条と第5条)

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004 年) を想起し、委員会は、締約国が教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学において障壁に直面しないことを確保する前回総括所見パラグラフ 22 に含まれた勧告を繰り返す。委員会は、朝鮮学校への補助金支給を再開するか、もしくは維持するよう、締約国が地方政府に勧めることと同時に、締約国がその見解を修正し、適切な方法により、朝鮮学校が「高校授業料就学支援金」制度の恩恵を受けられるよう奨励する。委員会は、締約国がユネスコの教育差別禁止条約(1960 年)への加入を検討するよう勧告する。

アイヌ民族の状況

20. アイヌ民族の権利を保護し促進するための、締約国による努力を留意する一方、委員会は、以下を含む締約国により展開された措置における欠点に懸念を表明する。(a) アイヌ政策推進会議および他の協議機関におけるアイヌの代表者の人数が少ないあるいは不十分なこと、(b) 北海道外に居住するアイヌ民族を含むアイヌ民族とそれ以外の者との間にある、生活の多くの分野、とりわけ教育、雇用、そして生活水準における執拗な格差、(c) 土地と資源に対するアイヌ民族の権利を保護するために講じられる不十分な措置と、彼/彼女ら自身の文化と言語への権利の実現に向けた緩慢な進展(第5条)。

委員会は、先住民族の権利に関する一般的勧告 23（1997 年）の観点から、先住民族の権利に関する国際連合宣言を考慮し、締約国に以下を勧告する：

- (a) アイヌ政策推進会議および他の協議機関におけるアイヌ代表者の人数を増やすことを検討すること、
- (b) 雇用、教育そして生活水準に関して、アイヌ民族とそれ以外の者の間で依然として存在する格差を減らすために講じられている措置の実施を迅速化し、向上させること、
- (c) 土地と資源に関するアイヌ民族の権利を保護するための適切な措置を採択し、文化と言語に対する権利の実現に向けた措置の実施を促進すること、
- (d) 政府のプログラムや政策を調整するために、アイヌ民族の状況に関する包括的な実態調査を定期的に実施すること、そして、
- (e) 前回の委員会の総括所見のパラグラフ 20 においてすでに勧告されたように、独立国における原住民及び種族民に関する IL0169 号条約(1989 年)を批准することを検討すること。

琉球・沖縄の状況

21. 委員会は、ユネスコが琉球・沖縄人の固有の民族性、歴史、文化並びに伝統を認識しているにもかかわらず、締約国が琉球・沖縄人を先住民族として認識していないという姿勢に懸念を表明する。沖縄に関して、沖縄振興特別措置法と沖縄振興計画に基づき、締約国により講じられ、実施されている措置を留意する一方で、委員会は、彼らの権利の保護に関して、琉球の代表者と協議するために、十分な措置が講じられていないことに懸念を表明する。委員会はまた、消滅の危機にある琉球諸語を保護し、促進することが十分に行われていない旨の情報および教科書が琉球民族の歴史と文化を十分に反映していない旨の情報に懸念を表明する（第5条）。

委員会は、締約国がその見解を見直し、琉球人を先住民族として認めることを検討し、彼らの権利を保護するための具体的な措置を講じることを勧告する。委員会はまた、締約国が、彼らの権利の促進と保護に関連する問題について、琉球の代表者との協議を向上させることを勧告する。委員会はさらに、締約国が、琉球の言語を消滅の危機から保護するために講じられる措置の実施を迅速化し、琉球民族が自身の言語で教育を受けること促進し、学校のカリキュラムで使用される教科書のなかにこれらの者の歴史と文化を含めることを勧告する。

部落民の状況

22. 委員会は、部落民を世系に基づく条約の適用から除外している締約国の見解を遺憾に思う。委員会は、締約国が以前の総括所見で委員会が挙げたように、部落民の統一した定義を未だ採択していないことに懸念する。委員会は、部落民に対する差別に対処する措置を含め、締約国が実施した具体的措置の影響を、2002 年の同和対策特別措置の終了時に評価した情報および指標が欠如していることを懸念する。委員会はまた、部落民とそれ以外の住民の間にある根強い社会的経済的格差を懸念する。委員会はさらに、部落民に対する差別目的で使われるような不正に入手した戸籍の悪用の報告を懸念する（第5条）。

世系に関する委員会の一般的勧告 29（2002 年）を念頭に置き、委員会は世系に基づく差別は条約で完全にカバーされていることを想起する。委員会は、締約国が部落の人びととの協議により、その見解を変え、明確な部落民の定義を採択するよう勧告する。委員会はまた、2002 年の同和対策特別措置の終了時にあたってとられた具体的措置、とりわけ部落民の生活状況に関する情報と指標を提供す

るよう勧告する。委員会はさらに、部落民を差別行為に曝すような戸籍情報への不正なアクセスから部落民を守るために法律を効果的に使い、戸籍の不正な乱用に関するすべての事件を調査し、責任者を罰するよう勧告する。

難民および庇護希望者

23. 委員会は、特に非アジア系およびアフリカ系の難民および庇護希望者が、職場、学校、公的機関や地域社会との接触において、人種差別に直面しているとの報告について、懸念する。委員会はまた、庇護希望者が、長期にわたり収容施設内の不適切な条件下で収容されていることについて懸念する。日本の国籍法が、無国籍の防止と削減に関する条文を有していることに留意しつつ、委員会は、締約国が、無国籍者を認定するための手続きを構築していないことを懸念する。また委員会は、在留許可のない無国籍者の一部が無期限の退去強制収容におかれてきたこと、また一部は人権侵害の危険にあることについても懸念する（第5条）。

難民及び避難民に関する一般的勧告 22（1996 年）の観点より、そしてアフリカ系住民に対する差別に関する一般的勧告 34（2011 年）に留意しつつ、委員会は、以下の目的のために対策を講じるよう締約国に勧告する。

- (a) 地方自治体および地域社会の間で、難民および庇護希望者に関する非差別と理解を促進させること、
- (b) 庇護希望者に対する収容は、最後の手段として、かつ、できる限り最短の期間においてのみ利用されるよう保証すること。締約国は、その法律に規定されているように、収容の代替手段を優先すること、そして、
- (c) 無国籍者の特定と保護を適切に確保するため、無国籍者を認定するための手続きを構築すること。

締約国はまた、無国籍者の地位に関する 1954 年条約、および、無国籍の削減に関する 1961 年条約への加入について、検討するべきである。

マイノリティの言語と教科書

24. 委員会は、締約国によって提供された情報に留意しつつ、締約国がマイノリティや先住民族に属する子どもたちに対する、マイノリティの言語での教育およびその言語の教育の促進のために十分な対策を講じていないことを遺憾に思う。委員会は、本条約により保護されている日本の集団の歴史、文化そして貢献を適切に反映させるために、既存の教科書を改定するためにとられた手段に関する情報が不足していることについて懸念する（第5条）。

委員会は、締約国が、マイノリティおよびアイヌや琉球の人びとを含む先住民族に属する子どもたちに対する、マイノリティの言語による教育、そしてその言語の教育を促進するよう勧告する。委員会は、締約国が、本条約により保護されている日本の集団の歴史、文化そして貢献を反映していない教科書を改定するよう勧告する。

ムスリム・コミュニティのメンバーに対する民族的・宗教的プロファイリング

25. 委員会は、締約国の法執行者による、外国出身のムスリムを対象とした民族的プロファイリングにあたりう

る監視活動が報告されていることを懸念する。委員会は、ある民族的又は民族的宗教的集団に属することのみを理由とした個人のセキュリティ情報の体系的収集は、重大な差別であるとする(第2条と第5条)。

委員会は、締約国に対し、法執行機関がムスリムの民族的又は民族的・宗教的なプロファイリングを利用しないよう確保することを促す。

寛容と相互理解の促進

26. 2002 年の人権教育・啓発に関する基本計画のように、相互理解のコンセプトに基づく人権教育や啓発の活動など、人種的偏見やステレオタイプと闘うための締約国による努力に留意する一方で、委員会は、マスメディアを通じたものも含み、市民でない者や先住民族に対する排外的で差別的態度の高まりについての報告を懸念する(第2条と第7条)

委員会は締約国に以下のことを勧告する：

- (a) 公衆への教育と啓発活動の取り組みを倍増させること、
- (b) 学校カリキュラムへの人権教育の統合を続けること、
- (c) マスメディアにおいて人種調和と寛容を促進し、メディアおよびジャーナリストに人権に関するトレーニングを行うこと、そして、
- (d) 領域内に住む異なる民族集団の間の相互理解と寛容の促進に関する活動を強化すること。

D. その他の勧告

その他の文書の批准

27. すべての人権が不可分であるという性質を踏まえ、委員会は締約国に、とりわけ人種差別に直接言及している、たとえば全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約や2011年のILO家事労働者条約(第189号)など、まだ締約国になっていない国際人権文書の批准を検討するよう奨励する。

ダーバン宣言と行動計画のフォローアップ

28. 委員会は、締約国が次回の定期報告書に、2001年のダーバン宣言と行動計画、および2009年4月にジュネーブで開催されたダーバンレビュー会議の成果文書を、国内レベルで実施するために採択した行動計画やその他の措置に関する具体的な情報を含むよう要請する。

市民社会との対話

29. 委員会は、締約国が人権保護の分野で活動している市民社会組織、とりわけ人種差別と闘う市民社会組織と、次回の定期報告書を作成する際に協議を行い、対話を広げるよう勧告する。

条約第8条の改正

30. 委員会は、1992年1月15日、条約締約国第14回会合において採択され、1992年12月16日の決議47/111として総会が承認した条約第8条6の改正を批准するよう勧告する。

第 14 条のもとでの宣言

31. 委員会は、締約国に、条約 14 条に規定されている委員会に個人通報を受理して検討する権限を認める選択的宣言を行うよう奨励する。

総括所見のフォローアップ

32. 条約第 9 条 1 および改正手続規則のルール 65 に従って、委員会は締約国が上記パラグラフ 17、18 および 22 に示された勧告のフォローアップに関する情報を、本総括所見採択の 1 年以内に提供するように要請する。

特に重要な勧告

33. 委員会はまた、上記パラグラフ 11、19、21 および 23 にある特に重要な勧告に締約国の注意が向くことを望む、そして、次回の定期報告書に、これらの実施のためにとった具体的措置に関する詳細な情報を提供するように要請する。

配布

34. 委員会は、締約国の定期報告書が提出されればすぐに公衆が簡単に入手できるようにし、これら報告に関する委員会の総括所見が公用語および適切ならばその他の共通使用言語で同じように公表されるよう勧告する。

次回報告の作成

35. 委員会は、締約国がその第 10・11 回定期報告を、第 71 会期で委員会が採択した条約特定報告のガイドライン (CERD/C/2007/1) を考慮に入れながら、また本総括所見に提起されたすべての問題点に対応しながら、単一の文書にて、2017 年 1 月 14 日までに提出するよう勧告する。委員会はまた、締約国が条約に基づく報告に関しては最長 40 ページ、そして共通コア・ドキュメントに関しては 60～80 ページを守るよう促す (HRC/GEN/ 2/Rev.6、第 I 章パラグラフ 19 の統一報告ガイドラインを参照)。

(丁)

仮訳：人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)

朝鮮学校「高校無償化」排除問題

●今回の審査・総括所見のポイント

- 前回の総括所見で委員会が朝鮮学校を「高校無償化」制度から除外しようとする動きに懸念を表したにも関わらず最終的に除外を断行した日本政府に対し批判が集中した
- 「高校無償化」への朝鮮学校適用問題が膠着した 2010 年以降相次いで凍結または削減されている地方自治体による朝鮮学校への補助金支給の問題も言及される

●資料…これまでの「高校無償化」問題に関連する総括所見

資料① 第 2 回対日審査 (2010 年 2 月) の総括所見 (CERD/C/JPN/CO/3-6)

22. (前略) 委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為に懸念を表明する。そのような行為には、以下のものが含まれる。(中略)

(c) 学校の認可、同等の教育課程、上級学校への入学に関連する障害。

(d) 締約国に居住する外国人、韓国・朝鮮出身者の子孫および中国出身者の子孫のための学校が、公的支助成金、税の免除に関して差別的な取り扱いを受けていること。

(e) 締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案している何人かの政治家の態度 (第 2 条、第 5 条)。

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的な性格を有する勧告 30 (2004 年) に照らし、締約国に対し、教育機会の提供において差別がないよう確保すること、ならびに、締約国の領域内に居住する子どもが就学および義務教育の修了にさいして障害に直面することのないよう確保することを勧告する。この点に関して、委員会は、また、締約国が、外国人のための多様な学校制度の調査研究や、国の公立学校制度の枠外に設置された代替的な制度が望ましいかどうかの調査研究を行なうよう勧告する。委員会は、締約国に対し、マイノリティ集団が自己の言語を用いた、または自己の言語の指導を受ける十分な機会を提供することを検討すること、および、締約国がユネスコ・教育差別禁止条約への加入を検討するよう求める。

資料② 第 3 回子どもの権利委員会对日審査 (2010 年 5 月) の総括所見 (CRC/C/JPN/CO/3)

72. 委員会は、中国系、朝鮮系その他の出身の子どもを対象とした学校に対する補助金が不十分であることを懸念する。委員会はまた、このような学校の卒業生が日本の大学の入学試験を受けられない場合があることも懸念する。

73. 委員会は、締約国に対し、外国人学校への補助金を増額し、かつ大学入試へのアクセスにおいて差別が行なわれないことを確保するよう奨励する。締約国は、ユネスコ・教育差別禁止条約の批准を検討するよう奨励される。

87. 委員会は、締約国に対し、民族的マイノリティに属する子どもへの差別を生活のあらゆる分野で解消し、かつ、条約に基づいて提供されるすべてのサービスおよび援助に対し、このような子どもが平等にアクセスできることを確保するため、あらゆる必要な立法上その他の措置をとるよう促す。

資料③ 第3回 社会権規約委員会対日審査（2013年4月）の総括所見（E/C.12/JPN/CO/3）

27. 委員会は、締約国の高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。（第13条、第14条）

差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止事由を包含していることを想起しつつ、委員会は、高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める。

資料④ 第1回対日審査（2001年2月）の総括所見（CERD/C/58/Misc.17/Rev.3）

14. 委員会はコリアン、主に子どもや児童・生徒に対する暴力行為に関する報告、およびこの事件に関する当局の不適切な対応を懸念し、政府に対して、当該行為を防止し、それに対抗するためのより確固とした措置をとるよう勧告する。

15. 委員会は、日本に居住する外国籍の子どもに関して、小中学校教育が義務教育となっていないことに注目する。委員会はさらに、「日本における初等教育の目的は、日本民族（Japanese people）をそのコミュニティのメンバーとなるよう教育することにあるため、外国籍の子どもにそうした教育を受けることを強制するのは不適切である」という締約国の立場に注目する。委員会は、強制が統合という目的を獲得する上で全く不適切であるという主張に同意する。しかしながら委員会は、第3条および第5条（e）（v）に鑑みて、この点に関する異なった取扱い基準が、人種隔離、ならびに教育、訓練および雇用に関する権利の享受の不平等をもたらすことを懸念している。締約国に対し、第5条（e）が定める諸関連の権利を、人種や皮膚の色または民族的出身による区別なく保障することを確保するよう勧告する。

16. 委員会は、コリアン・マイノリティに影響を及ぼしている差別を懸念している。

朝鮮学校をはじめとする外国人学校を出たマイノリティの生徒が日本の大学に入学する上での制度的な障害のいくつかを取り除くための努力が行われているものの、委員会は特に、朝鮮語による学習が認可されていないこと、および在日コリアンの生徒が高等教育へのアクセスにおいて不平等な取扱いを受けていることを懸念している。締約国が、この点における朝鮮人をはじめとするマイノリティの差別的な取扱いを撤廃するための適切な手段を講じ、また日本の公立学校において、マイノリティ言語による教育へのアクセスを確保するよう勧告する。

お問い合わせ：

在日本朝鮮人人権協会 〒110-0016 東京都台東区台東 3-41-10-3F

(TEL) 03-3837-2820 (Email) jinken94@yahoo.co.jp

第 85 会期人種差別撤廃委員会

バスケス委員の日本審査における発言(2014 年 8 月 20 日)

I would like to direct your attention to paragraph 20 of our general recommendation which indicates that the Committee is concerned that broad or vague restrictions on freedom of speech have been used to the detriment of groups protected by the Convention. States parties should formulate restrictions on speech with sufficient precision, according to the standards in the Convention as elaborated in the present recommendation. The Committee stresses that measures to monitor and combat racist speech should not be used as a pretext to curtail expressions of protest at injustice, social discontent or opposition.

In particular, the Committee is concerned that hate speech laws not to be used to target vulnerable groups, and it would be useful if a further hate speech law is enacted to make it clear that it is for the purpose of protecting vulnerable groups and not to be used against vulnerable groups who are expressing their views and seeking to enforce their rights.

<バスケス委員の発言 訳>

「(人種差別撤廃委員会の) 一般的勧告 (35) パラグラフ 20 をご覧ください。これは、表現の自由に対する広範で曖昧な制限が、条約により保護される集団に不利益をもたらすように使用されてきたことに対する委員会の懸念を表明しています。締約国は、この勧告に詳しく述べられているように、条約の基準に従って十分な正確さをもってヘイト・スピーチに対する規制を作るべきです。委員会は、人種主義的スピーチを監視して闘う手段が、不正義への抗議、社会的な不満あるいは反対などの表明を抑制するための口実として使われてはならないことを強調します。

委員会は、とりわけ、ヘイト・スピーチ規制法が、弱い立場におかれた集団のために使われることがないよう懸念していますヘイト・スピーチ規制法が作られるとき、その目的は弱い立場におかれた集団の保護であり、自らの意見を表明したり、権利の実現を求めるそのような集団に不利益をもたらすよう使われてはならないことを明確にすることは有意義であろう。」

+++++

CERD/C/GC/35

2013年9月26日

人種差別撤廃委員会 一般的勧告35 「人種主義的ヘイトスピーチと闘う」

20. 委員会は、表現の自由に対する広範または曖昧な制限が、本条約によって保護される集団に不利益をもたらすよう使われてきたことに懸念を表す。締約国は、この勧告に述べられたように本条約の基準に沿って、十分な正確性をもってスピーチの制限を規定すべきである。委員会は、人種主義的スピーチをモニターし、それと闘う措置が、不公正に対する抗議や社会の不满や反対の表現を抑圧する口実のために使われてはならないことを強調する。

社説

2014年8月31日

＜社説＞国連委員会勧告 国際世論を沖縄の味方に

2014年8月31日

昔からそこに住む人たちの意思を一顧だにすることなく、反対の声を力でねじ伏せ、軍事基地を押し付ける。地元の人たちが大切にしてきた美しい海を、新たな基地建設のために埋め立てる。

国が辺野古で進める米軍普天間飛行場の代替施設建設は、海外の目にはそう映るに違いない。

国連の人種差別撤廃委員会が日本政府に対し、沖縄の人々は「先住民族」だとして、その権利を保護するよう勧告する「最終見解」を発表した。

沖縄の民意を尊重するよう求めており、「辺野古」の文言は含まないが事実上、沖縄で民意を無視した新基地建設を強行する日本政府の姿勢に対し、警鐘を鳴らしたとみるべきだ。

国連の場では、沖縄は独自の歴史、文化、言語を持った一つの民族としての認識が定着してきたといえよう。2008年には国連人権委員会が沖縄の人々を「先住民族」と初めて認め、ユネスコ（国連教育科学文化機関）は2009年、琉球・沖縄の民族性、歴史、文化について固有性を指摘した。

それに対し、国は沖縄を他県と同様に日本民族として、人種差別撤廃条約の適用対象にならないと主張している。

沖縄はかつて琉球王国として栄え、他県とは違う独自の文化遺産、伝統的価値観を今なお持っている。明治政府によって強制的に併合され、日本の版図に組み込まれ、主権を奪われた。これは琉球の歴史から見れば、ほんの百数十年前のことだ。

国は、他県ではおよそ考えられないことを沖縄に対しては平然と強いる。これが差別でなくて、何を差別というのか。

歴史的経緯を踏まえ、国は人種差別撤廃委員会が出した最終見解に従い、真摯（しんし）に沖縄に向き合うべきだ。

最終見解では、消滅の危機にある琉球諸語（しまくとぅば）の使用促進や保護策が十分取られてないことにも言及している。沖縄側の努力が足りないことは反省すべきだろう。

自己決定権の核となるのがアイデンティティーであり、その礎を成すのは言葉だ。しまくとぅばを磨き、広め、自らの言葉で自分たちの未来は自分たちで決める権利を主張したい。

国際世論を味方に付け、沖縄の主張を堂々と世界に向け訴えていこう。道理はこちらの方にある。

14

2010年CERD勧告実施進捗リスト+2014年CERD勧告

ERDネットによる評価 2014年9月1日

2010年	テーマ	勧告の内容	勧告の実施			ERDレポート 該当ページ	2014	パラ
			完全	一部	なし			
7	CERD勧告・決定の履行	CERDの勧告や決定の履行			●	1	△ 報告	1
8	世系に基づく差別	条約にしたがった人種差別の包括的定義の取り入れ			●	8	○	7
9	差別禁止法	直接・間接的人種差別禁止法制定の検討			●	2	○	8
	人種差別申し立て	加害者・被害者に対処できる専門性をもった法執行職員の確保			●		△ 人身売買	16
10	NGOの効果的参加	報告書作成のプロセスにおけるNGOの参加の確保		●		1	○	29
11	条約の適用対象集団	定義に含まれる集団の多様性を示す指標の調査実施			●		○	6
		次回報告に市民でない者の人口の最新のデータの提供			●		○	6
12	国内人権機関	人権擁護の法案の起草・採択と苦情申し立て手続きの設置			●	3	○	9
		パリ原則にしたがった国内人権機関の設置			●	3	○	9
13	第4条(a)(b)の留保	留保の撤回を目的とした留保維持の必要性の検討			●	ヘイト・スピーチ報告書	○	10
		4条の差別禁止規定の完全実施を目的とした法律の是正			●		○	10
		関係者の処罰の強化		●			○	11
		人種主義に敏感となるような意識強化のキャンペーン			●		○	11
14	公務員の差別的発言	政治家・公務員の差別発言への強い非難と反対の表明			●	6	○ 処罰	11
		ヘイトスピーチを直接禁止する法律の制定			●		△	11
		政治家、公務員や法執行職員への人権教育		●		6	○ 公衆も	11
15	家裁調停委員	能力ある外国籍者が家裁で仕事ができるよう検討			●		○	13
		次回に外国籍者の公的生活参加の権利に関する情報を提供			●		○	13

2010年	テーマ	勧告の内容	勧告の実施			ERDレポート	2014	パラ
			完全	一部	なし	該当ページ		
16	民族的アイデンティティ	帰化のプロセスにおける日本名使用の催促の停止			●			
17	移住女性、マイノリティ女性	人種・ジェンダーの二重差別に対応する措置をとること			●	25	△ DV	17
		★マイノリティ、移住者、先住民族の女性に対する暴力 刑事手続き					○	17
		★マイノリティ、移住者、先住民族の女性に対する暴力 補償、保護					○	17
		★移住女性 DV被害者と在留許可					○	17
		二重差別防止の措置に関するデータの収集と研究			●	25		
18	戸籍不正取得	差別的目的の戸籍利用を禁止する厳格な法律の制定			●	8	○	22
19	部落差別の現状	部落問題を扱う政府機関の指定			●	8	○	22
		特別措置法終了時の約束の履行			●	8	○	22
		明確で統一した部落民の定義			●	8	○	22
		部落近隣地域住民への人権意識向上		●		8	○	22
		人権意識向上の結果を示す統計的指標の提供(次回報告で)			●	8		
		★ 戸籍不正取得に対する処罰					○	22
20	アイヌ政策	協議や有識者懇談会へのアイヌ民族代表の参加増大			●	12	○	20
		先住民族権利宣言実施のための第三作業部会の設置			●	12	△ 土地	20
		全国レベルの実態調査		●		12	○	20
		ILO第169号条約の批准の検討			●	12	○	20
		★ 言語や文化の権利の実施のための措置					○	20
21	琉球・沖縄	沖縄の人びとの代表者との幅広い協議の推進			●	14	○	21

2010年	テーマ	勧告の内容	勧告の実施			ERDレポート	2014	パラ
			完全	一部	なし	該当ページ		
		★ 先住民族としての認知					○	21
		★ 琉球語 教科書に歴史・文化					○	21
22	教育の中の人種主義克服	教育の機会提供における差別をなくす			●	17 19	○	19
		すべての子どもの就学と義務教育修了における障壁をなくす			●	21	○	19
		外国人のための学校制度や代替的な制度の調査研究			●	19		
		自己の言語による教育／自己の言語習得の機会提供			●	14 19 21	○	24
		教育差別を禁じたユネスコ条約の加入の検討			●	21	○	19
	懸念事項	学校の認可、同等の教育課程、上級学校への入学に関連する障害の除去			●	17		
17		外国人、韓国・朝鮮出身者の子孫中国出身者の子孫のための学校の公的支援等における差別的扱いの改善			●	17	○	19
		高校教育無償化の朝鮮学校排除を唱える一部政治家の態度			●	17	○排除撤回	19
23	難民認定	標準化された難民認定審査手続きの採用			●	35		
		難民申請者の生活保障や医療保障の確保		●		35		
		★ 無国籍者の認定手順の確立と無国籍に関する条約の批准					○	23
		危険の恐れのある本国への強制送還の停止		●		35	○	23
24	入店拒否	入店や施設利用の人種・国籍に基づく拒否の違法化			●	2	○ 処罰	15
25	教科書	教科書にマイノリティの文化や歴史を反映させる		●		14 21	○	24
		マイノリティの文化や歴史に関する書籍等の奨励			●	12 14 21	○	24
		義務教育におけるアイヌ語、琉球語の使用の奨励と言語教育支援			●	12 14	○	20/21
26	啓発とメディア	人種差別撤廃のための寛容・尊重を促す公的教育と啓発の強化		●		7	○	26

2010年	テーマ	勧告の内容	勧告の実施			ERDLレポート	2014	パラ
			完全	一部	なし	該当ページ		
		メディアや報道における人種的偏見と闘うための措置の強化			●	ヘイト・スピーチ報告書		26
		メディアやジャーナリストへの反人種差別教育・研修の提供			●	7	○	26
27	未批准の人権条約	移住労働者の権利、ILO第111号条約、無国籍者の地位権利、ジェノサイド条約などの批准の検討			●	12 30 33 39	△ Genocide	23/27
28	ダーバン会議	ダーバン宣言・行動計画の実施に関する具体的情報の提供			●		○	28
29	個人通報制度	14条の受諾宣言の検討		●		5	○	31
	「慰安婦」問題	「慰安婦」女性被害調査を完了させ適切な加害者を裁く					○	18
		包括的で公平で持続的な解決を直ちに					○	18
		「慰安婦」歴史事実を否定する試みの非難					○	18

注：実施の採点は 該当する欄に ●

一部実施の●は 部分的に実施をしたという評価であり、内容を評価するものではない。

総括所見日本語訳：<http://imadr.net/wordpress/wp-content/uploads/2012/10/D4-6-X3.pdf>

★★★ 2014年8月29日の勧告を追加

作成：人種差別撤廃NGOネットワーク

自民党「ヘイト・スピーチ対策等に関する検討プロジェクトチーム」におけるデモ規制発言 に対する外国人権法連絡会声明

2014 年 9 月 2 日

8 月 28 日に開かれた自民党「ヘイト・スピーチ対策等に関する検討プロジェクトチーム（ヘイト・スピーチ PT）」の会議において、国会周辺におけるデモ規制を検討するとの意見が出されたとの報道があった。

しかし、ヘイト・スピーチの問題の本質は差別であり、在日コリアンなど構造的に差別されてきたマイノリティに向けられた言葉の暴力、迫害であり、差別・暴力の煽動である。よって、政府や国会を批判する国会前デモは、ヘイト・スピーチではない。ヘイト・スピーチ対策のプロジェクトチームが、ヘイト・スピーチではない表現行為の規制について言及するのは極めて不適切である。

ヘイト・スピーチに関する国連での議論を通して国際社会が到達している共通の問題意識は、第一に、深刻なヘイト・スピーチの加害者は処罰されるべきということであり、第二に、ヘイト・スピーチ規制の濫用によってマイノリティの表現活動や不正義への抗議が規制されてはならないということである。このことは、自由権規約第 20 条 2 項に関するラバト行動計画（2013 年 1 月に国連人権高等弁務官が国連総会に報告）の paragraph 11 及び人種差別撤廃委員会が 2013 年 8 月に採択した一般的勧告 35 の paragraph 20 に明記されている。

今回、8 月 21 日、ジュネーブで開かれた第 85 会期国連人種差別撤廃委員会による日本審査において、アメリカのバスケス委員は上記一般的勧告 35 の paragraph 20 を引用しつつ、下記の見解を表明した。

「締約国は、この勧告に詳しく述べられているように、条約の基準に従って、十分な正確さをもってヘイト・スピーチに対する規制を作るべきだ。委員会は、人種主義的スピーチを監視して闘う手段が、不正義への抗議、社会的な不満あるいは反対などの表明を抑制するための口実として使われてはならないことを強調する。委員会は、とりわけ、ヘイト・スピーチ規制法が、弱い立場におかれた集団のために使われないよう懸念する。ヘイト・スピーチ規制法が作られるときには、その目的が弱い立場におかれた集団の保護であり、彼ら自身の見解を表明し、また彼らの権利の実現を求めるそのような集団に不利益をもたらすよう使われてはならないことを明確にすることは有意義であろう。」

同委員の発言の趣旨は日本で報道されたにも関わらず、自民党ヘイトスピーチ PT での発言はそれを無視し、逆行したものである。

さらに 8 月 29 日、人種差別撤廃委員会が発表した日本審査総括所見 paragraph 11 においても、濫用の危険性についての下記の警告が明記されている。

.....

人種主義的ヘイト・スピーチとの闘いに関する一般的勧告 35（2013 年）を思い起こし、委員会は人種主義的スピーチを監視し闘うための措置が抗議の表明を抑制する口実として使われてはならないことを想起する。しかしながら、委員会は締約国に、人種主義的ヘイト・スピーチおよびヘイト・クライムからの防御の必要のある被害を受けやすい集団の権利を守ることの重要性を思い起こすよう促す。

.....

自民党ヘイト・スピーチ PT は、人種差別撤廃委員会のヘイト・スピーチ対策に関する勧告に従い、ヘイト・スピーチ対策の名を借りた表現規制を行ってはならない。

また、同委員会の総括所見は、ヘイト・スピーチの問題をはじめ日本における人種差別の問題が適切に対応されていない状況を懸念し、まずマイノリティに対する差別の実態を調査し（パラグラフ 6）、包括的な特別法としての人種差別禁止法を作ることを強く求めている（パラグラフ 8）。

自民党ヘイト・スピーチ PT は、同委員会の勧告を真摯に受け止め、直接の表現規制については濫用の危険性を回避すべく極めて慎重に検討すべきであり、まずは人種差別について国際人権基準の求める最低限の基本的な枠組みがないことを認識し、差別の実態調査と差別禁止法の制定から取り組むべきである。

外国人権法連絡会

賛同団体： 樹花舎（きのはなしゃ）
特定非営利活動法人コリア NGO センター
C. R. A. C.
LAZAK（在日コリアン弁護士協会）
公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
在日本朝鮮人権協会
在日本大韓民国青年会中央本部
移住労働者と連帯するネットワーク
市民外交センター
反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）

個人： 北村聡子（弁護士）
前田朗（東京造形大学教授）
藤本伸樹（アジア・太平洋人権情報センター）

（順不同、9 月 1 日現在）